

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第25号

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年静岡県条例第53号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、知事の諮問に応じ、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- (1) 児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項に関し学識経験を有する者
- (2) 市教育委員会又は町教育委員会の教育長
- (3) 小中学校の校長
- (4) 静岡茶の茶葉を生産する者を代表する者
- (5) 静岡茶の茶葉の加工を行う事業者を代表する者
- (6) 児童生徒の保護者を代表する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 県民会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 県民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 県民会議は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、経済産業部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。